

全国電力生協連火災共済

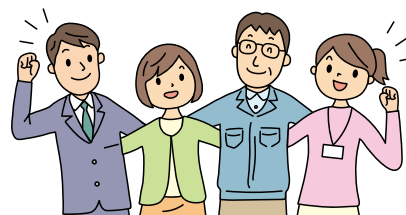
火災や自然災害から皆様の財産をお守りします

制度の仕組み

- ・東北電力生協の火災共済は全国電力生協連が運営する独自の共済制度です。
- ・全国各地の電力事業に従事する生協組合員約13万人が加入しています。
- ・お預かりした掛金で給付や積立を行い、余剰金があった場合は割戻金としてお返しします。

制度の特長

- ・営利を目的としない助け合いの制度ですので、掛金がお手頃です。
- ・1,000円以上の小さな被害から請求できます。
- ・契約内容に変更が無い限り、更新のお手続きは不要です。
- ・ご退職後もOB組合員として継続可能です。



給付対象となる災害・保障内容について

1 給付対象となる災害の範囲および給付事例

| 保障される災害 | | 給付事例 |
|---------|--|---|
| 火災等共済金 | 火災 | <ul style="list-style-type: none"> ●隣家の火災により、建物の外壁、屋根が焼損した。 ●落雷により火災が発生し自宅が消失した。 ●階上の火災による消防冠水で自室に水濡れの被害が生じた。 |
| | 自然災害 雪害 水害 風害 雹害 凍害 雷害 | <ul style="list-style-type: none"> ●大雪による屋根からの落雪でカーポートが破損した。 ●雪の重みで屋根の軒先が折れてしまった。 ●大雨による土砂崩れで自宅が流失した。 ●集中豪雨で自宅近くの河川が氾濫し、エアコン室外機が浸水してしまい破損した。 ●台風による強風で、屋根の一部が飛ばされた。 ●降雹によりテラス屋根の一部が破損した。 ●異常低温により給湯器の配管が凍結し、配管に亀裂が入った。 ●自宅近くの電柱に落雷があり、過電流によりTVのアンテナ、ブースターが破損した。 |
| | 第三者の行為 | <ul style="list-style-type: none"> ●深夜に自宅へ車が飛び込み、塀が破損した。警察に被害を届け出たが加害者が特定できなかった。 ●近所にある店舗のガス爆発により窓ガラスが割れた。 ●階上からの水漏れにより、家財道具が水浸しになった。 |
| | 破裂・爆発 物体の飛来 | |

| | | |
|--------|--|--|
| 地震等共済金 | | <ul style="list-style-type: none"> ●地震により外壁と基礎にひび割れが生じた。 ●地震により火災が発生し自宅が焼失した。 ●地震による津波で自宅が流された。 |
| | <p>地震等共済金は定額払いとなります。 建物に地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって生じた損害があった場合、定額でお支払します。 ※加入口数に応じて1万円～300万円が限度 詳細はP126「第4章 地震等共済金および地震等共済金の支払い」をご確認ください。</p> | |

2 対象となる範囲

建物、動産それぞれ単独で加入することが可能です！

| | | |
|----|--|--|
| 建物 | 建物の屋根、外壁、天井、窓、配管、畳、建具、冷暖房設備、 車庫*、塀*、太陽光発電装置* 等 ⚠️ 建物は居住のみに使用される建物(営利目的の建物は対象外) | |
| 動産 | 建物に収納されている電化製品、家具、 日用品、衣類、食器、アンテナ* 等 | |

※特例物件

注意



契約の対象とならないもの

- 現金、有価証券、貴金属、美術品、食品、稿本、燃料、自動車、動物、植物、その他これらに類するもの
- 営業用建物のうち、組合員及びその家族の居住専用部分以外の部分
- 営業用の商品、材料、器具、設備等
- テント張りの物置、車庫(ビニールシートなどを含む)、土留め、擁壁

火災等共済金をお支払いできない主な場合

- 火災等に際し、共済の目的たる物が紛失し、または盗難にかかったことによって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害(雹災によって建物内部またはその開口部が直接破損したため生じた吹込み等の損害を除く)
- 土地の沈下、移動または隆起により生じた損害
- 建物の欠陥や自然の消耗または劣化により生じた損害
- 動物等の巣や習性、植物等により生じた損害

3 特例物件 (特別に共済金最高限度額を個別に設定した物件のことです。)

| | 特例物件 | 火災等共済金最高限度額 | 備考 |
|----|------------------------------------|-------------|--|
| 建物 | 門、塀、物置、車庫 | 300,000円 | 家屋と同一敷地内にあるものに限る。 物置・車庫は、テント張り(ビニールシート等含む)を除く。 |
| | 太陽光発電装置 | | モジュール、架台、パワコン、モニター、蓄電池等合わせて300,000円限度。ただし、営業用のものは対象外とする。 |
| 動産 | アンテナ | 50,000円 | VHF、UHF、BS、CS、パラボラ、無線、FMおよびブースター、合わせて50,000円限度。 |
| | 仏壇・神棚 | 300,000円 | 合わせて300,000円限度。 |
| | エンジン、モーターのついた動産(芝刈機、除雪機、耕運機、電動椅子等) | | 合わせて300,000円限度。 ただし、営業用、自動車保険対象のものは対象外とする。 |

4 被害原因と被害割合における保障限度額

火災・自然災害等における1口あたりの保障限度額

| 被害割合 | 1口あたりの保障限度額 | | |
|------------------|-------------|-------------|---------|
| | 火災 | 風水雪害・雷・雹・凍害 | その他災害 |
| 70%以上(全焼・全壊) | 100,000円 | 100,000円 | 12,000円 |
|) (被害割合に応じて計8段階) | | | |
| 10%未満(小被害) | 30,000円 | 12,000円 | 3,600円 |

- お支払いする共済金は、災害の種類と被害の大きさによって1口あたりの給付限度額が決まります。
- 被害状況から被害割合を建物・動産それぞれに算出し、その割合に応じた給付限度額内での、原状復帰にかかる費用を保障します。
- 詳細はP125「第3章 火災等共済金および火災等共済金の支払い」第28条3を参照ください。

地震被害における口数に応じた共済金額

| 契約口数(建物+動産) | 損害区分(損壊割合) | | | |
|-------------|------------|-------|-------|------|
| | 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 |
| 301~450口 | 300万円 | 200万円 | 150万円 | 7万円 |
| 151~300口 | 200万円 | 150万円 | 100万円 | 5万円 |
| 51~150口 | 10万円 | 7万円 | 5万円 | 3万円 |
| 1~50口 | 5万円 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

(注) ※建物に損害を受けた場合に、地震等共済金をお支払します。
※動産のみの加入者でも、地震等で建物に被害があった場合は、地震等共済金のお支払対象です。
※損害の区分は、平成13年6月28日府政防第518号「災害の被害認定基準」に準じます。

ご加入にあたって

必ず重要事項 (P121～132) をご確認ください。

1 共済期間 (いつでも加入・変更できます！)

- 2025年1月1日0時～2025年12月31日24時までの1年間です。
※中途加入の場合は、初年度のみ「新規契約開始日～2025年12月31日まで」
- 次年度以降は自動更新されます。(火災共済事業規約・規則に改正があった場合は改正後の内容で更新)

2 契約できる建物と動産

- 組合員1人につき、**2物件**まで契約できます。

| 建物の所有者 | 居住者 | 建物 | 動産 | 備考 |
|-----------|-----------|----|----|---|
| 組合員または家族* | 組合員または家族* | ○ | ○ | ・別荘も契約可 |
| | その他 | ○ | × | ・ 営利目的(貸家・賃貸) の場合は 契約不可 ・ 空き家 の場合は管理実態があれば 契約可 |
| その他 | 組合員または家族* | × | ○ | (例) アパートで一人暮らしをする子ども(学生)の動産 |

※家族とは、①扶養している親族または扶養されている親族、②組合員と生計を一にしている親族(勤務、就学、療養の都合上、日常生活を共にしていなくても生活費、学費、医療費などの仕送りや送金が常に行われている場合を含む)のことをいいます。

3 掛金と契約限度口数

(1) 掛金

- ・建物の構造区分(非耐火・耐火)によって掛金が異なります。

| 構造区分 | 1口あたりの掛金 | 1口あたりの保障限度額 | 備考 |
|------|---------------|-------------|---|
| 非耐火 | 年間 90円 | 100,000円* | ・外壁のすべてが次の①～⑤のいずれかに該当する場合のみ、「耐火」構造で契約できます。 ①コンクリート ②コンクリートブロック ③れんが造り ④石造り ⑤土蔵造り (例) 鉄筋コンクリート造りのマンションや社宅 |
| 耐火 | 年間 50円 | | |

※1口あたりの保障限度額は、被害原因や被害割合により異なります。(P125「第3章 火災等共済金および火災等共済金の支払い 第28条3」を参照ください。)

(2) 契約限度口数

- ・建物は「延床面積」、動産はお住まいの「居住人数」によって契約できる口数の上限が異なります。

〈契約限度口数〉

| | 契約限度 | 限度口数 | 最高保障額 |
|-----------|------------------|------|---------|
| 建物 | 1坪あたり 8口 | 300口 | 3,000万円 |
| 動産 | 1人あたり 50口 | 150口 | 1,500万円 |
| 合計(建物+動産) | | 450口 | 4,500万円 |

〈契約限度口数の計算例〉

建物：115㎡=35坪 (★1坪=3.3㎡小数点以下切り上げ)
居住人数：2人
・建物は35坪×8口=280口限度(最高保障額2,800万円)
・動産は2人×50口=100口限度(最高保障額1,000万円)

4 加入口数の違いによるお支払い例

- 加入口数が少ないと十分な保障が確保できず、高額な自己負担が発生する可能性があります(詳細下表)。
- 近年、修理費用が100万円を超えるケースも発生しています。

契約口数と共済金限度額

《例》

大雪で雨樋が壊れた。

修理見積を取ったら**48万円**と言われた。
(被害割合 自然災害10%未満=1口12,000円)

Aさん

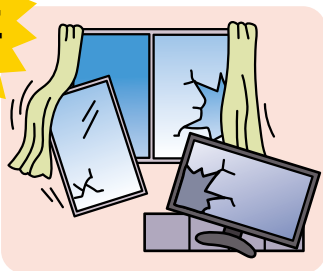
- ・建物：100口
- ・共済金限度額：**120万円**(100口×12,000円)
- ・手出し金：**0円** 全額共済金で支払えた♪

Bさん

- ・建物：30口
- ・共済金限度額：**36万円**(30口×12,000円)
- ・手出し金：**12万円** 足りない!!

共済金請求の手続きと流れ

事故発生



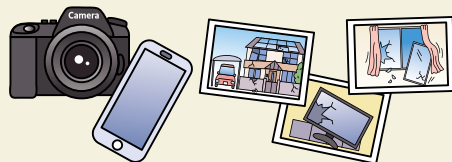
東北電力
生協へ
ご連絡
ください！



東北電力生協に連絡前の 確認事項 (3つを明確に)

- ・ 事故発生日
- ・ 事故原因 (原因不明の場合、修理業者に確認してください)
- ・ 破損箇所

火災共済は被害写真による簡易査定を基本としています。共済金の対象になるかどうかかわからなくても**応急処置や修理をする前**にまずは、カメラやスマホで**被害写真を撮ってください**。被害写真のない場合、共済金のお支払いはできません。被害写真は現地調査に代わる重要書類ですので、必ずご用意ください。



1 ご請求に必要な書類

| | | |
|--------------|--|---|
| 関係官署の 証明書 | 自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁HPのデータ ・ 新聞記事 (コピー不可) ・ 市区町村の証明 | 火災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署が発行するもの 突発的な第三者災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出警察の受理番号 |
| 見積書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理業者が発行したもの [業者の印鑑が押印されたもの] (被害面積・長さ等の表示が必要。一式表示は不可) ・ 動産を買替えた場合は、その理由を記載したもの <p>雷による災害の見積書は「雷による被害」など罹災原因がはっきり記載されたものが必要</p> | |
| 写真 | <p>写真は現地調査に代わる重要な書類です。下記内容をご確認のうえ、ご準備ください。</p> <p>建物 ⇒ 建物全景と罹災箇所の範囲、罹災状況が明確に分かるカラー写真 (白黒不可)</p> <p>動産 ⇒ 罹災品の罹災箇所、罹災状況が分かるカラー写真 また、型番があるものは型番記載箇所のカラー写真 (アンテナ被害の場合は自宅全景写真も必要)</p> | |
| 図面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の被害は添付必須 ・ 建築時の平面図または立面図のコピーで可 | |

2 共済金を支払わない主な場合

- ・ 故意または重大な過失によって生じた損害
- ・ 住宅の欠陥や経年劣化による損害
- ・ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ・ 災害を受けた際の盗難、紛失による損害
- ・ 動物の祟・習性、植物が原因の損害

3 共済金のお支払いに関するお願い

全国電力生協連の火災共済は、営利を目的としない保障の生協として生協事業を営み、相互扶助の精神に基づき、公正・公平な共済金のお支払いを目的としております。
ご請求の内容によりましては、修理後の領収書等の提出をお願いすることがございます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。